

小、中学生の日本国教科書個人配布登録用紙

2019年1月

在アトランタ日本国総領事館

下記の日本語補習授業校に通学せず将来日本への帰国を予定している児童、生徒につきましては当総領事館を通じて教科書の入手が可能です。

アトランタ、コロンビア、ローリー、シャーロット、グリーンビル、ハンツビル、バーミングハム、コロンバス補習校。

2019年度の義務教育学齢(教科書配賦対象者):2004年4月2日生～2013年4月1日生

※ 氏名がカタカナ名の方は、フリガナは英語で。スペルは読みやすい活字体で記入してください。

児童・生徒氏名(フリガナ) _____ (_____)

生年月日(西暦で記入) _____ 該当学年 _____

保護者氏名(フリガナ) _____ (_____)

現住所 _____

携帯電話番号 _____ E-mailアドレス _____

<連絡・登録用紙送付先>

Consulate General of Japan

Phipps Tower 3438 Peachtree Rd. Suite 850 Atlanta, GA. 30326 Tel:404-240-4300 ext3033 Fax: 404-240-4331

教科書入手方法について ※お子様の該当学年は日本の学齢に基づいて記入してください。

- ① 在アトランタ総領事館ホームページから「在留届登録」を行う。(必ず有効な日本旅券番号を入力すること)
- ② 『小、中学生の日本国教科書個人配布登録用紙』をダウンロードし在アトランタ総領事館に送付する。
- ③ 在アトランタ総領事館より「教科書配布申請書」が前期3月中旬、後期(小学生のみ)9月中旬にご自宅に送られて来る。
- ④ 「教科書配布申請書」に必要事項を記入し、当館指定の委託会社に送付料を同封して郵送する。→ご自宅に教科書が届く。

教科書配布対象者について

<補習校に在籍していない長期滞在者子女>

※文部科学省より配布される日本国教科書配布対象者は、日本国籍を保持し、海外に“長期滞在”する学齢子女とし、永住者及び日系人子女は含まれません。(但し、永住権を取得しているものの将来日本での学校教育を受けることが具体的かつ明白となっている方<将来日本の中学、高校に進学または就労する意志をもつ者>は除く) *海外で使用される教科書については、海外子女教育振興財団(右のWeb)をご確認ください。

<http://www.joes.or.jp/>

<http://www.joes.or.jp/kyokasho/index.html>